

新型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ

～12月1日より相談・診療体制が変更になります～

発熱等の症状は、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の両方で認められ、その症状からどちらの疑いがあるか見分けが付きません。そのため、両方をセットで診療・検査ができるように、今冬のインフルエンザ流行に備えて、医療機関の受診方法が変わります。

発熱や風邪様症状（咳、痰、鼻水など）がある場合

①かかりつけ医がいる場合

かかりつけ医等に
電話相談

病院の指示に従って
受診する

②かかりつけ医がない場合

大間病院へ電話相談
(電話番号は下記参照)

病院の指示に従って
受診する

③かかりつけ医が遠方の場合（函館など）

大間病院へ電話相談
(電話番号は下記参照)

病院の指示に従って
受診する

陽性・陰性に関わらず、病院の指示に従って療養する

※流行の状況により、判定後の対応が変わります。

「新型コロナウイルス感染症患者」と接触したなど、心当たりがある場合

むつ保健所へ
電話相談
(31-1891)

保健所の指示に従って
医療機関を受診する

《発熱や風邪様症状があり、大間病院を受診する方へのお願い》

受診する前に、必ず大間病院へ電話相談してください。
平日 9:00～17:00 (080-1679-9257) / 左記以外 (37-2105)

発熱等の症状がある患者が大間病院を受診した際には、診察時間まで自家用車で待機してもらうなど、接触を最低限にするための御協力をお願いしています。医師の診察により、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、「抗原検査※」を実施します。検査結果が出るまでの間や陽性と判定された場合の対処については、医師の指示に従ってください。

また、受診する際にはマスクを着用するとともに、自家用車での受診が難しく、タクシーなどを利用する場合は、必ず「症状があり、病院を受診する」旨を相手に伝えてください。

※抗原検査とは・・・検体を採取した時点で、抗原（ウイルス自体）があるかどうかを調べる検査（症状が出た次の日から9日までに検査します）

問合せ：大間町役場 住民福祉課 (37-2025)